

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成25年7月4日(2013.7.4)

【公表番号】特表2013-519178(P2013-519178A)

【公表日】平成25年5月23日(2013.5.23)

【年通号数】公開・登録公報2013-026

【出願番号】特願2013-501271(P2013-501271)

【国際特許分類】

G 06 F 21/40 (2013.01)

G 06 F 21/36 (2013.01)

G 06 F 21/62 (2013.01)

【F I】

G 06 F 21/20 1 4 0

G 06 F 21/20 1 3 6

G 06 F 21/24 1 6 6 D

【手続補正書】

【提出日】平成25年5月8日(2013.5.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0091

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0091】

図5は、認証システム中の機器を認証するための方法500の実例を示す。方法500は、通常、認証システムが構築された後に行われる。ボックス502(「画像の断片をアップロードする」)で、画像の断片がアップロードされる。認証に参加する機器は、サーバまたは別の機器の1つに、自身の画像の断片をアップロードする。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0093

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0093】

本開示は、本明細書で説明される特定の実施形態に関して限定されるべきではなく、特定の実施形態は、様々な態様の例示であることを意図している。当業者には明らかなように、本発明の趣旨および範囲から逸脱することなく、多くの修正および変形がなされ得る。本明細書で列挙される方法および装置に加えて、本開示の範囲内にある機能的に等価な方法および装置が、上記記述から当業者には明らかであろう。そのような修正および変形は、添付の特許請求の範囲にあるものと意図される。本開示は、添付の特許請求の範囲とともに、添付の特許請求の範囲内にあると認められる等価物の全ての範囲に関するのみ限定されるものである。本開示は、特定の方法、試薬、化合物、組成または生体系に限定されず、これらは当然変化し得ることを理解されたい。本明細書で使用される用語は特定の実施形態の説明のみを目的としており、限定することを意図していないことも理解されたい。

【手続補正3】

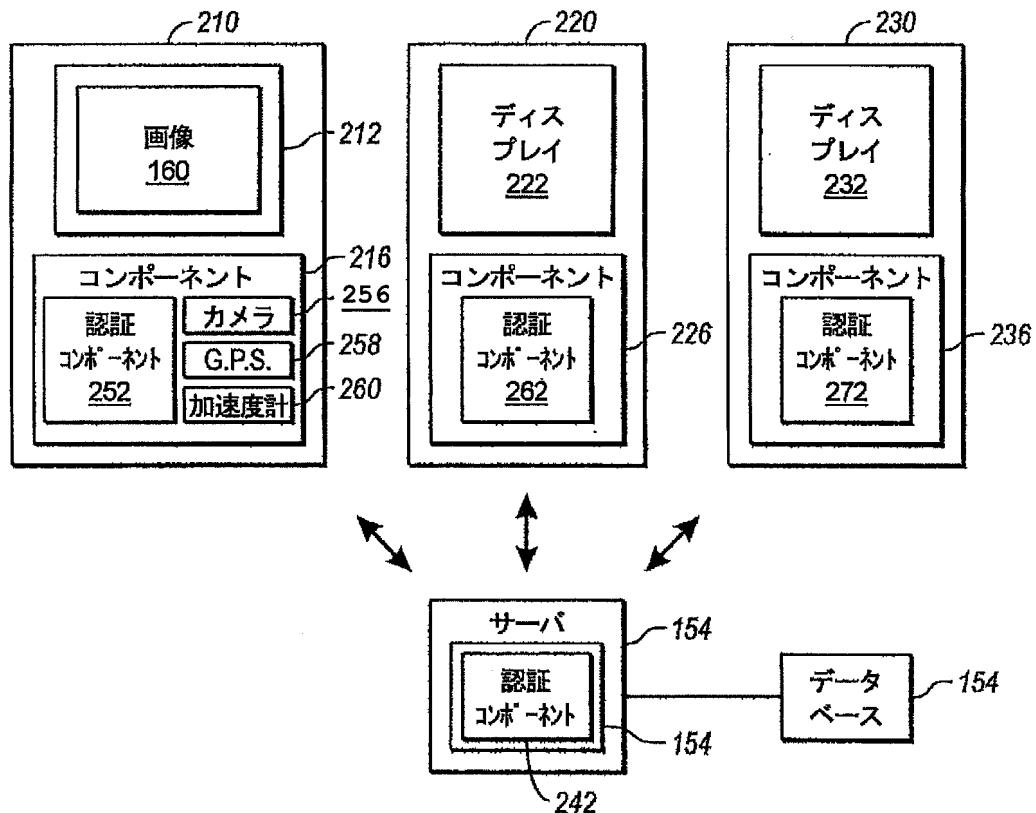
【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図2A

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図2A】



【手続補正4】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図6】

